ACP（アドバンスケアプランニング）の活用について

**ACPとは**

ACPとは、当事者が自分らしく穏やかに生きるために、これからの希望や想いを整理して、家族や大切な人などに話しておくことです。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）には、法的な意味合いや拘束力はありません。

健康状態や生活環境の変化等によって、いつでも何度でも書き直すことができます。

生活環境が変わった時や、人生の節目などに、話し合いをして見直しましょう。

**ACP活用の背景**

甲斐市自立支援協議会・医療的ケア部会では、これまで親亡き後についての課題検討を進めてきました。当事者・家族が将来のことを考えたり、想いを確認するきっかけとして活用して頂きたく、ACPの様式を作成しました。

・当事者と家族の価値観や意向、生活観等は多様であるが、その人の意思を尊重し、当事者にとって最善の医療ケア、障がい福祉サービスの提供が必要になる。

・当事者や家族の尊厳を擁護するために、医療福祉関係者がどの様に寄り添っていくか。

支援者間で共有し、当事者にとって最善の方針をチームで模索していくことで尊厳が擁護されることに繋がる。

・当事者・家族の気持ちは揺れて変化するのは当然のこと。繰り返し話し合うことが必要。

•親亡き後にどう生活するか、当事者・家族の意思を当事者に関わる関係者がチームで共有していく必要がある。

**対象者**

18歳以上の障がい福祉サービス利用者

**活用方法**

相談支援専門員が、当事者・家族の意向確認の為に活用頂く。

（１）本人の意思の確認ができる場合

・当事者と家族、支援者とが十分に話し合い、意思決定を行い、内容を共有する

（２）本人の意思の確認が難しい場合

・当事者の推定意思を尊重し、家族の意向を確認した上で当事者にとって最善の選択をする

・当事者にとって最善の方針を医療福祉チームで慎重に話し合い共有する

（３）見直しについて

・本人、家族、支援者と見直しのタイミングについて話し合う

**さいごに**

ACP活用しニーズ整理を行うことで、新たに見えてきた地域課題があれば、自立支援協議会専門部会にて協議検討を行います。ご意見ご要望は下記までご連絡ください。

令和7年4月　甲斐市自立支援協議会　医療的ケア部会

事務局　甲斐市障がい者基幹相談支援センター

〒400-0123甲斐市島上条3163

E-mail　kikan@kaishakyo.or.jp

TEL 055-267-7010 / FAX 055-277-1284